

(様式2) 新規評価シート

建設部 道路管理課

事業名		県代行事業		路河川名等	二級村道 伊折線				
事業毎の通番		1	市町村名	小谷村	箇所名(ふりがな)	柳瀬(やなぎせ)			
事業概要	事業目的	本路線は、集落と一般国道148号を連絡する道路であるが、幅員4m以下の未改良区間が多く普通車のすれ違いも難しく、交通の安全確保に支障をきたしている。また、下方にJR大系線が並走しているため、とくに冬期間の除雪については村道から除雪の雪が落ちないよう考慮している。 伊折集落では、棚田のオーナー制度や育苗を始め農業生産において他集落との連携をしており、交流人口増加および流通促進を図っている。また、土砂災害等で道が寸断された場合、両集落が孤立する恐れがあることから、道路改良が必要である。							
	しあわせ信州創造プランにおける位置付け	4-1地域防災力の向上 4-2県民生活の安全確保	事業実施の根拠法令等	過疎地域自立促進特別措置法					
	関連する事業、計画等	長野県過疎地域自立促進計画							
	保全対象・範囲 受益対象・範囲	伊折集落 12戸 宮本集落 22戸 伊折農山村体験交流施設ゆきわり草							
	着手年度	平成27年度	事業期間	7年間	事業費(千円)	財源内訳(千円)			
完成年度(見込み)	平成33年度	費用対効果			国庫	その他	県債	一般財源	
全体事業内容(主な工種)	道路築造工 L=1,500m W=5.0(4.0)m 橋梁工 3橋			660,000	396,000			264,000	
年度事業内容(主な工種)	地質調査 1式、詳細設計 1式			20,000	12,000			8,000	
事業効果	直接的効果(定量的・定性的)	現在通行不能である伊折地区と宮本地区とを直接結ぶ事による災害時における孤立集落発生への解消							
	間接的効果(定量的・定性的)	自動車事故が0.6件/年間が0件となる 農業施設への交流人口の増、流通の促進							
評価の視点	必要性	本路線は、伊折集落、宮本集落と一般国道148号を連絡する道路であるが、幅員4m以下の未改良区間が多く普通車のすれ違いも難しく、交通の安全確保に支障をきたしている。また、下方にJR大系線が並走しているため、とくに冬期間の除雪については村道から除雪の雪が落ちないよう考慮している。 本路線は、集落と一般国道148号を連絡する道路で、幅員4m以下の未改良区間が多く普通車のすれ違いも難しく、交通の安全確保に支障をきたしている。土砂災害等で道が寸断された場合、集落が孤立することから、道路改良が必要である。						評価	B
	重要性	過疎地域、特別豪雪地帯に指定されており、円滑な集落間交通の確保とともに、災害時の孤立集落の発生防止など防災性の向上が必要である。						評価	B
	効率性	事業期間が7年と、比較的效果発現が早い。 工法等比較検討は今後実施。						評価	B
	緊急性	過去5年間に人身事故が3件発生している。また、落石や崩落による通行止め(集落孤立)は過去5年間で3件発生しており、住民生活の安全確保に緊急を要する。						評価	B
	計画熟度	平成17年度より、地区からの改良要望が毎年上がっており、事業化へ向けての住民への周知を図っており、全体ルートの合意形成については現在説明等を行っているところである。						評価	A
	部意見	土砂災害等による孤立集落の防止および交流人口増加を目的とした農業交流事業の推進に寄与する道路であるため、整備が必要である。	行政改革課意見	地域間の交通確保と災害時に集落孤立を防止することから、必要性は認められる。	評価結果	総合評価			
				○	B				

【位置図、平面図、構造図等】(縮尺任意)

標準断面図

【整備の必要性がわかる状況写真等】

事業概要説明図表

①事業実施に至る歴史的経緯・社会的背景	橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を要する杉山沢橋(昭和46年度完成)は、40年を経過し幅員も狭いため架け替えが必要である。また、「棚田のオーナー制度」や「空き家活用体験交流施設整備」により交流人口の増加を推進しており、道路改良が必要である。
②地域からの要望経緯及び地域の関わり	毎年、村で実施している集落要望ヒアリングにおいて、地元から道路改良の要望がある。(平成17年度から継続して要望されている)
③事業説明等の経緯	平成17年度より地区からの改良要望が毎年上がる中で、事業化へ向けての住民への周知を図っており、現在、全体ルートの合意形成に向けた説明等を行っているところである。
④他事業・プロジェクトとの整合、関連	長野県過疎地域自立促進計画に位置づけられている地域間交流の促進を図るとともに、H19年度から実施している「棚田オーナー制度」や、H24年度実施の「空き家活用体験交流施設整備」の事業効果をより発現できる。
⑤自然環境・生活環境への影響と配慮	地すべり防止区域へ近接する地域であるため、工法採用にあたっては、配慮する。
⑥地域活性化への影響と配慮	平成19年度から継続している「棚田オーナー制度」及び平成24年度に社会資本整備総合交付金で整備した「空き家活用体験交流施設」の事業効果を促進することで、農村風景を維持しながら都市住民との交流人口を増加させることができる。
⑦その他	なし

事業代表地点の緯度経度

北緯:N	36° 45' 40"
東経:E	137° 54' 43"